

「トッピング保険 ケガプラン（団体傷害総合保険）」
この保険のあらまし（契約概要のご説明）

◆この書面は「トッピング保険 ケガプラン」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に「ご加入に際して特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認いただけますようお願いいたします。

この保険は、株式会社ジェーシービーを団体保険契約者とし、ご加入を依頼いただいた株式会社ジェーシービーのカード会員の皆さまを被保険者とする団体契約です。

商品の仕組み 保険契約者	この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものです。 株式会社ジェーシービー											
ご契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度は加入手続日の翌日の午前0時から最初に到来する3月1日の午後4時までとなります。翌年度以降は毎年3月1日の午後4時から1年間となります。 ●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。 ●この保険契約はご契約期間を毎年3月1日から1年間とする団体契約です。団体契約の更改時には、満期とご継続のご案内をさせていただきます、特段のお申し出がない場合にはさらに1年間補償を継続します。（損保ジャパンから継続中止のお願いをさせていただきます場合もございます。ご了承ください。） ●満期（継続）のご案内は、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてお送りします。 ●海外へ転居される方（海外の住所に変更をされた方）は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ●年齢が満75歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 											
引受条件 （ご契約金額等）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名</th> <th>ケガプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ご契約金額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td>入院保険金日額の5倍または10倍</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	プラン名	ケガプラン	ご契約金額	100万円	入院保険金日額	1,000円	手術保険金	入院保険金日額の5倍または10倍	通院保険金日額	500円	<ul style="list-style-type: none"> ●新規にご加入の際には、被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等」*のご契約金額の合計額によって、ご契約金額を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。 ※損保ジャパンおよび他社における個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
プラン名	ケガプラン											
ご契約金額	100万円											
入院保険金日額	1,000円											
手術保険金	入院保険金日額の5倍または10倍											
通院保険金日額	500円											
加入対象者	●ご契約期間の初日時点で満18歳から満74歳までのカード会員ご本人（本会員・家族会員）さまが被保険者ご本人としてご加入いただけます。											
被保険者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の範囲</th> <th>被保険者ご本人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">・被保険者ご本人…トッピング保険に加入したカード会員ご本人</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者の範囲	被保険者ご本人	・被保険者ご本人…トッピング保険に加入したカード会員ご本人							
被保険者の範囲	被保険者ご本人											
・被保険者ご本人…トッピング保険に加入したカード会員ご本人												
お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料のお払込みはカード会員規約に基づき、クレジットカードご利用代金としてお客さまご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただけます。毎回のクレジットカード会社指定の振替日の前日までに、ご指定の口座に必要残高をご用意ください。 ●初回保険料のお払込みは、保険責任開始月の翌々のクレジットカード会社指定の振替日にクレジットカードご利用代金として、お客さまご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただけます。（金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。） ●「保険責任開始日（ご契約期間の初日）」と「保険料お払込み」の関係は下の図のとおりです。 なお、クレジットカード会社からカードの利用ができない旨連絡があった場合は、「トッピング保険 ケガプラン」は解約となります。 <p>■「保険責任開始日（ご契約期間の初日）」と「保険料お払込み」の関係</p>											
お手続き方法	●インターネット上で会員専用WEBサービス「MyJCB」内から24時間365日いつでもお申込み可能です。											
中途加入 中途脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。 ●ご契約期間中のご解約の申し出は、随時お受付します。会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「トッピング保険のお申し込み・照会・解約」画面よりお手続きください。 ※本会員の方が対象です。家族会員の方は、損保ジャパンカスタマーセンターまでご連絡ください。 ●海外へ転居される方（海外の住所に変更をされた方）は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ●年齢が満75歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。 ●ご加入に際しては、医師の診査などの手続きは不要です。 											

補償の内容 【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額 </div>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセツしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑫オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%） </div>	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度） </div>	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） </div> (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） </div> (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

傷害（国内外補償）

【被害事故による保険金追加支払】

被害事故によりケガをされ、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする場合、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金の額が2倍となります。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領などのためのものは含みません。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)

「トッピング保険ケガプラン（団体傷害総合保険）」 ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

◆この書面は「トッピング保険 ケガプラン」のご加入に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」と併せて必ずご覧ください。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務(保険ご加入時における注意事項)

●ご加入時には、次の事項(告知事項)について、事実を正確にお申し出ください。(告知義務)

ご加入者または被保険者には、ご加入時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。ご加入手続き画面に入力された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項	ご説明
他の保険契約などの契約状況	被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等*」をいいます。該当するご契約がある場合は、この保険契約と他の保険契約等のご契約金額の合計額が損保ジャパンの定める基準以下であるかどうかを告知いただきます。
満年齢	被保険者ご本人のご契約期間初日における満年齢をいいます。
職業・職種名	被保険者ご本人が従事される職業・職種をいいます。

* 損保ジャパンおよび他社における個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人の指定はできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

(1)ご加入者情報を変更される場合

- ご加入者の住所を変更される場合は、遅滞なく損保ジャパン(カスタマーセンター)までお申し出ください。
- 海外へ転居される方(海外の住所に変更された方)は、契約が終了となりますので、遅滞なく損保ジャパンカスタマーセンターまでお申し出ください。

(2)重大事由による解除

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

(3)他の身体障害または疾病の影響

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4)その他

- カード解約などカード会員資格を喪失した場合やクレジットカード会社(保険契約者)からカードの利用ができない旨連絡があった場合、「トッピング保険シニアのケガプラン」は解約となりますので、あらかじめご了承ください。なお、解約日はカード解約などが成立した日の当月1日または翌月1日となります。詳細は損保ジャパンから後日送付される案内にてご確認ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)に解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、損保ジャパンカスタマーセンターまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況等によっては、ご継続をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

4. 保険責任開始期

- 24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。
- この保険契約は、ご契約期間1年間(当年3月1日午後4時から翌年3月1日午後4時まで)の自動継続契約となります。
- 期間の途中で加入された場合、初年度は3月1日午後4時までの短期契約となり、次年度からはご契約期間1年間の自動継続契約となります。

5. 自動継続について

- 被保険者ご本人の年齢が満75歳となるまで、自動的にご契約を継続します。
- (事故が多発した場合などは、損保ジャパンまたは取扱代理店よりご連絡のうえ、継続を中止させていただくことがあります。)
- 満75歳になられた方ならびに海外へ転居された場合につきましては、次のルールに基づき自動で解約となりますので、あらかじめご了承ください。

(満75歳になられた方)

- ・n月に75歳の場合(誕生日がn月1日～19日の場合):(n+1)月1日にて解約
- ・n月に75歳の場合(誕生日がn月20日～末日の場合):(n+2)月1日にて解約

(海外へ転居された場合)

- ・転居届がn月1日～19日の場合:(n+1)月1日にて解約
- ・転居届がn月20日～末日の場合:(n+2)月1日にて解約

- 保険責任開始日(保険期間の初日)以降に料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、ご継続前に満期(継続)のご案内と合わせて、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてご案内します。

<その他注意事項>

- 満期(継続)のご案内は、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてお送りします。「MyJCB」に登録されていない場合や、「MyJCB」のEメールアドレスが有効でない場合は、ご案内が届かないため、ご連絡くださいますようお願いいたします。
- 団体契約の満期日(3月1日)の3～4か月前以降に中途加入した際は、ご継続のご案内が送付されない場合があります。この場合、成約メールをもって初回満期とご継続のご案内に替えさせていただきます。さらに1年間補償を継続します(次回満期以降は通常のご案内となります。)。そのため、満期前に必ず、株式会社ジェシービーのホームページにて最新の情報をご確認ください。
- 加入者証は発行しませんので、ご契約内容をご確認いただく場合は、会員専用WEBサービス「MyJCB」内「トッピング保険のお申込み・照会」画面にてご確認ください。

6. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-727-110)〈受付時間:24時間・365日〉】までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパンにて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださるようお願いいたします。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合につきましては『「トッピング保険 シニアのケガプラン」契約概要のご説明』の「補償の内容」をご覧ください。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しく確認されたい場合は会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「約款」をご覧ください。

8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- 解約(団体保険契約からの脱退)される場合は、会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「トッピング保険のお申し込み・照会・解約」画面よりお手続きください。※本会員の方が対象です。家族会員の方は、損保ジャパンカスタマーセンターまでご連絡ください。
 - ご加入後すぐに(1か月以内に)解約しても、1か月分の月払保険料をいただきます。なお、解約(脱退)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める、手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返れい金等は8割まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、保険契約上必要な範囲で会員に関する個人情報(カード番号、有効期限、住所、氏名、満年齢、電話番号など)を損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●保険に関する苦情・ご相談窓口

- 保険契約者 株式会社ジェーシービー 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア
●取扱代理店 株式会社ジェーシービー 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア
電話：0570-064-995[有料] 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。
●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損保ジャパンカスタマーセンター 電話：0120-582-058 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-727-110)<受付時間:24時間・365日>]までご連絡ください。

(注)ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパンにて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださるようお願いいたします。

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○この書面は「トッピング保険ケガプラン」に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店までお問い合わせください。

○この重要事項等説明書は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。